

令和7年 業種別労働災害発生状況

令和7年5月末現在

小樽労働基準監督署 倶知安支署

区分	令和7年(5月末)			令和6年(5月末)			令和6年(確定)			対前年		業種割合
	死亡	休業4日以上	計	死亡	休業4日以上	計	死亡	休業4日以上	計	増減数	増減率	
全産業合計		61	61		56	56		156	156	5	8.9	100.0
除く鉱業計		61	61		56	56		156	156	5	8.9	100.0
製造業		3	3		3	3		18	18	±0		4.9
内 訳	食料品		3		3	3		17	17	±0		4.9
	木材木製品							1	1	±0		
	家具・装備									±0		
	紙・パルプ									±0		
	窯業・土石									±0		
	機械・金属									±0		
	その他									±0		
鉱業										±0		
土石採取業								1	1	±0		
建設業		10	10		4	4		24	24	6	150.0	16.4
内 訳	土木工事業		3		2	2		10	10	1	50.0	4.9
	建築工事業		4		2	2		8	8	2	100.0	6.6
	木造建築業		2					5	5	2		3.3
	その他		1					1	1	1		1.6
道路貨物運送業					3	3		3	3	-3	-100.0	
その他の運輸業		4	4					3	3	4		6.6
陸上貨物取扱業										±0		
港湾運送業										±0		
林業		1	1					2	2	1		1.6
漁業		2	2					2	2	2		3.3
商業		9	9		10	10		20	20	-1	-10.0	14.8
接客娯楽業		19	19		15	15		31	31	4	26.7	31.1
清掃業					1	1		4	4	-1	-100.0	
その他の事業		13	13		20	20		48	48	-7	-35.0	21.3

本統計は、労働者死傷病報告（休業4日以上）により集計したものです。

倶知安支署の管轄は、後志管内のうち、倶知安町、岩内町、共和町、泊村、神恵内村、ニセコ町、京極町、喜茂別町、真狩村、留寿都村、蘭越町、黒松内町、寿都町、島牧村です。

今月のコメント	1 内訳	食料品製造業2件、建設業4件（建設工事業2件、木造建築業1件、その他の建設業1件）漁業1件、接客娯楽業1件、その他の事業3件
	2 お知らせ	<p>令和7年度全国安全週間の実施について（7月1日から7月7日まで） 「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」をスローガンとし、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識を深め、安全管理活動の着実な推進を図りましょう。</p> <p>建設工事着工期労働災害防止運動（令和7年4月から令和7年6月） 「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンとし、建設現場における安全衛生活動の強化及び作業員の安全意識の向上を図りましょう。</p> <p>熱中症に係る法改正が令和7年6月1日付けで施行されました。 報告連絡体制や熱中症の重症化を防ぐ措置について定め、周知しましょう。</p> <p>北海道最低賃金が10月1日より960円から1011円に改定されています。</p>

